

## 信書便約款等の変更の認可申請の概要

申請者		申請者の概要	主な変更内容	変更予定 年月日	
近畿	1	大阪ガスビジネス クリエイティブ株式 会社 代表取締役 乾 俊之	設 立：昭和 52 年 3 月 10 日 住 所：大阪府大阪市西区京町堀 一丁目 4 番 16 号 資本金：1 億円 事 業：電気工事業、電気通信・ 信号装置工事業、印刷 業、印刷関連サービ ス業、電気通信に附帯する サービス業、ソフトウェ ア業、情報処理・提供サ ービス業、映像情報制 作・配給業、映像・音声・ 文字情報制作に附帯す るサービス業、一般貨物 自動車運送業、その他の 各種商品小売業、不動産 管理業、駐車場業、その 他の不動産賃貸業、その 他の物品賃貸業、他に分 類されない事業サービ ス業	【信書便約款の変更】 1号役務の大きさ及び重量の変更	平成 29 年 3 月 1 日
中国	2	赤帽島根県軽自 動車運送協同組 合 代表理事 田 淵 敬二	設 立：昭和 55 年 5 月 16 日 住 所：島根県出雲市高松町 1331 番地 1 出資金：270 万円 事 業：事業協同組合（他に分類 されないもの）	【信書便約款の変更】 1号役務の大きさの変更 3号役務の料金の引下げ並びに大 きさ及び重量の変更	平成 29 年 3 月 1 日
九州	3	株式会社 J A 物 流かごしま 代表取締役 妹尾 洋介	設 立：昭和 49 年 8 月 6 日 住 所：鹿児島県鹿児島市谷山港 二丁目 3 番 2 資本金：9,000 万円 事 業：一般貨物自動車運送業、 貨物運送取扱業（集配利 用運送業を除く）、倉庫 業（冷蔵倉庫業を除く）、 飼料・有機質肥料製造 業、自動車整備業、産業 廃棄物処理業、計量証明 業、損害保険業、農耕用 品小売業、飲食料品卸売 業	【信書便管理規程の変更】 信書便管理者の選任基準の変更	平成 29 年 2 月 25 日

※ 1号役務：長さ・幅・厚さの合計が 73 cm を超え、又は重量が 4 kg を超える信書便物を送達する役務。

2号役務：信書便物が差し出された時から 3 時間以内に当該信書便物を送達する役務。

3号役務：国内において、その料金の額が 800 円を超える信書便物を送達する役務。